

創業者 応援

起業・人材採用 応援パック

－ 起業・新規採用をお考えの方へ安心パックのご提案－

目的

自分で仕事を始めてみよう！と思った時、立ち上げる業種の準備以外にも多くの手続きが必要となります。本業立ち上げに専念するためにも、後々のトラブルを防ぐためにも、起業の段階から専門家への委託が安心です。当事務所は社会を活性化させるため、起業する方を全力で応援致します。

当事務所の特徴

社会保険労務士 2名在籍

【資格】

- キャリアコンサルタント
- 産業カウンセラー
- メンタルヘルス・マネジメントⅠ種

【経歴】

- 北九州市
女性創業継続支援事業
アドバイザーボード
- 福岡県社会保険労務士会
労務監査委員
- その他
トラック運転手の長時間労働相談員
創業者支援施設相談員 他

たけせ社会保険労務士事務所

✉ take-se-y@fukuoka.nifty.jp

☎ 093-953-7245
(携帯 090-6299-3606)

in <https://take-se-sr.com/>

起業時に必要なこと

社会保険設立（健康保険・厚生年金保険）

法人の場合は、設立と同時に社会保険の設立が必要です。

労働保険設立（労災保険・雇用保険）

人を雇う場合には、労災保険の設立が必要です。

労災保険は業種によって手続きが異なります。また、雇用保険設立には多くの資料の準備が必要になります。

採用時の準備

社員・アルバイトを採用する場合には手続きや必要書類の準備が必要です。のちに助成金の申請等を行う場合には、採用当初から法律で決まっている書類の準備が必須です。

これらの準備が不十分な場合、労働者とのトラブルが発生する可能性が高くなり、また労基署への駆け込みや訴訟へと発展することもあります。

法定三帳簿の準備

労働基準法では、労働者の雇い入れを行った場合に、以下の書類を作成し、定められた期間保存することが義務付けられています。

- 労働者名簿 ● 賃金台帳 ● 出勤簿

これらを併せて、法定三帳簿と呼び、記載すべき事項や保存期間が法令で定められており、各種手続きを行う際に添付を求められ、また役所の調査でも提出を求められるため、不備がないように作成しなければなりません。

価格（税込）

■ 起業応援パック ￥66,000

- 社会保険成立手続き一式（健康保険・厚生年金保険）
- 労働保険成立手続き一式（労災保険・雇用保険）
- 設立時・資格取得手続き（5名まで）

■ 手続き安心パック ￥55,000

- 初年度・労働保険年度更新手続き（6～7月）
- 初年度・算定基礎届手続き（7月）
- 労働条件通知書作成（設立時5名まで）
- 労働者名簿作成（設立時5名まで）
- 出勤簿・賃金台帳のひな型提供

※一括値引きあり